

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和3年3月25日

【開催日】 令和3年3月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時45分～午後2時28分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰
----	-----

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
農林水産課農林係長	平健太郎	農林水産課農林主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏彦		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査内容】

- 1 議案第45号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

---

午後1時45分 開会

---

中村博行分科会長 それでは一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開

催いたします。今日の審査は、議案第45号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）についてであります。これについて執行部より説明を求めます。

河口経済部長 この補正に関連して、議案第38号財産の減額貸付けについて、委員会で御審議いただきながら議案を撤回しましたことを深くおわび申し上げます。それでは議案第45号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）の農林水産課関係分について御説明します。5ページ、6ページをお開きください。17款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の24万円の減額につきましては、先ほど撤回しました議案第38号財産の減額貸付けにおきまして、Yフーズ株式会社に対して山陽小野田市地方卸市場施設を普通財産として貸し付けることが困難となりましたので、減額するものです。土地と建物を貸し付ける予定であった市場開設予定者のYフーズが山口県に対して申請した地方卸売市場の認定について、不認定である旨の報告を受めました。これにより減額貸付けの条件を満たさず、Yフーズに減額して貸し付けることができなくなったことにより、土地建物貸付収入を減額するものです。不認定の理由としましては、卸売市場法等に掲げられた要件に適合しなかったためであるとYフーズから報告を受けています。次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金については、この補正の財源調整として24万円を増額するものです。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森山喜久委員 議案38号の財産の減額貸付けが上程されました。その間に県へ申請をされて、不認定の結果になったかと思うんですけど、その辺のタイムスケジュールはどういう状況だったのか。いつ協議をしていたのか、いつ出されたのか。いつ判明したのかということのを再度教えてもら

えますか。

河口経済部長 これまで、開設予定者のYフーズが県と調整をしているということで委員会に御報告したところです。3月12日にYフーズが県に申請を郵送されたということをお聞きしております。それをもって、この件につきましては、市としても、県にどういう形で、どれぐらいの期間で認定が下りるかということも含めて聞き取りをしながら、Yフーズに対しても遅れることなく、よく県と調整をしてくださいということはお願ひしながら進めてきたところです。3月19日に県は不認定通知を郵送して、その日のうちにYフーズに電話連絡をされたということをお伺ひしております。そして3月20日に市にその旨の報告がありましたので、次長含め担当者がYフーズと話をしたところです。Yフーズは、不認定の内容を県からよく話を聞いてない部分もあるので、これから聞きたい、また、月曜日に県と聞き取りを行いたいということも言っておられたとそうです。そして3月22日に県に電話連絡をされて、その事情を再度聞いたと伺ひました。その足で、この旨を私に報告していただきました。不認定の理由、今後どういうふうクリアできるかということはYフーズからは言われませんでした。これを受けて、どう対応していくかを執行部でも考えたところです。それによりまして、今回の議案第38号財産の減額貸付けについては取り下げなければいけないこととなり、議員の皆様にお願ひしたところです。そういった経緯で現状に至っています。

森山喜久委員 継続の開設者の認定ではなくて、新規のものなので1か月半程度、1か月から2か月という表現だったかもしれませんが、申請に時間が掛かるというお話があったと思うんですね。事前の協議も含めて行われてきたとは思いますが、3月10日と聞いて、遅いなど考えたんですけど、その辺は何か事情があったんでしょうか。

河口経済部長 これにつきましては、Yフーズの御都合だと思っております。

これまで、県からYフーズに対して、申請から結果が出るまでは1か月程度掛かると言われていることを伺っておりましたので、市としては、認定が受けられれば4月から開設したいという思いがありました。ですので、遅くとも2月には申請を出していただけるものと思っておりましたが、県とのやり取りをYフーズがされたんだと思います。いろいろな書類や業務規程などその辺の調整も当然されていたと思います。その辺で時間が掛かったのか、その辺りは定かではありませんが、12日に申請を出すということで、いろんな調整も済んでいるため、県から1か月というふうに話がありましたけども、早く結果を出すことができる可能性もありますと言われていましたので、12日に出されたということで、間に合うであろうと私どもは思っておりました。

中村博行分科会長 審査に1か月ぐらい要するだろうというものが、3月12日に申請を郵送し、3月19日に不認定が返送されましたね。僅か1週間ですけども、この1週間で審査されたというのが少し不可解な部分あるんですけど、何か聞いていますか。

河口経済部長 すみません。その部分は県に深く聞くわけにもいかず、民間企業がされたことであり、調整がなかなか取れなかったことは事実ありますので、1週間でなぜ結論を出されたか、その辺りの聞き取りはしておりません。

高松秀樹委員 そもそも認定の要件はどういうことがあるんでしょうか。

河口経済部長 卸売市場法におきまして、地方卸売市場の認定という項目が第13条にあります。第13条第5項第9号に「卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するもの」とありまして、この農林水産省令で定める要件は何かというと、これは卸売市場法施行規則23条に当たりますが、ここに2項目あるので申し上げます。第1号は、「開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な

資金を確保することができると思込まれること。」。第2号は、「当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると思込まれること。」。この2項目がこの農林水産省令にあります。ここの部分について適合するかしないかという判断があったのではないかと思っております。

高松秀樹委員 今の説明では、大きく2項目ありましたが、このうちどちらかが適合しなかったというふうに見ていいんですか。

河口経済部長 そう思っております。2項目のどちらか、又は両方に適合しなかった部分があったのではないかと推測します。Yフーズも運営資金が難しかったという実感はあったが、県に詳細を聞いておられないということでした。

高松秀樹委員 部長がさっき言った資金面がうんぬんという話で、県が認定機関ですが、県から市に通知をするようなことは、手続上はないということでもいいんですか。

河口経済部長 これは県と開設予定者とがやり取りするものですので、市を経由するものではありませんし、結果についても、県が市に対してして出すものでもありません。

高松秀樹委員 産業建設常任委員会は、市場問題にずっと携わってきて、明るい光が差し込んできたという状況であったと思っておりますし、まさに今回のことは青天の霹靂へきれきであると思っております。しかし、執行部の言うように、どういう理由で不認定になったかが分からないというところで、二つ項目に適合しなかったのであろうということですが、なかなか僕自身は納得できない部分があります。部長もそうだと思うんですけど、これは今後も不認定理由は明らかにされないというふうと思っております。それとも、当該事業者が明らかにしてほしいということが

あれば、明らかにすることができるとは思いますか。

河口経済部長 不認定通知を受けた開設予定者であるYフーズがどのように公表されるかは分かりませんが、Yフーズ自身のことになろうか思っております。

高松秀樹委員 市場は、県の認定を受けて、Yフーズが行うんだらうと思っておりましたが、こういうこともあって、全て白紙に戻ったと理解しています。今後、まず青果物の流通をどのように考えているのか。また、地方卸売市場を通しての考え方がどうなのか、この2点を教えてください。

河口経済部長 個々の生産出荷者に今回のことを早く伝えなければいけないので、市場が閉場になるということをまずは文書で通知します。今後、市としては条件に適合する卸売業者がおられれば、市場の継続はしていきたいという思いは変わっておりませんので、一応白紙に戻ったという状況です。市が開設者ということは、公募したときにありませんでしたので、民間の力による市場運営について、最大1年と思っておるんですけども、再度、皆様と調整しながら、市としても汗をかいていきたいというふうに思っているところです。

高松秀樹委員 ということは、市の考え方は、市場は継続をしていきたいということが基本路線であるが、また同じように県の認定を取る地方卸売市場としてやるのかどうなのか、その間の青果物の流通をどうするのかということは、市場継続という考え方の中で今後方向性を決定していきたいということですか。

河口経済部長 そのとおりです。今後、段取りをしながら、どういう継続の仕方ができるかも含めて、当然、閉場期間がある可能性もありますので、その辺もできるだけ少ない期間でできればという思いを持っています。

中村博行分科会長 今答弁されたことを、また関係者に説明会等を開く予定はありますか。

河口経済部長 今の生産出荷者の方だけではなく、以前の市場関係者の方にも文書を送ろうと思っております。その中で、説明会の日程を調整していきますということを記載して、日程は決めておりませんが、できるだけ早い時期に行いたいと思っております。日程が決まり次第、文書を出し、説明会を開くという段取りで進めていければと思っております。

森山喜久委員 先ほど青果物の流通とあったんですけど、既に農家や生産出荷者が市場に持ってきていると思うんですよね。その方々がこれかどうなのかという話を含めて、今から文書を送るという中で、市場に貼り紙をして問合せ先を示してはどうでしょうか。例えば3月31日までは市が管理しなきゃいけない案件ですよね。ですから、3月31日までの分をどうするのか、4月1日から稼働するのかというところを、張り紙等で皆様方に分かるようにしないといけないと思うんですが、どうでしょうか。

河口経済部長 フレッシュが3月31日までは継続してやっていただけるため、3月31日の夜に持って来られる方もおられます。そのため、早い時期に貼り紙をさせていただくことは、考えております。

多田農林水産課参与 現在、フレッシュが自主的に生産出荷物の委託販売物品の対応をしてくださっています。現在、出荷につきましては29日までで、支払関係については30日をもって終了するというような告示文書が、市場の掲示板に張られております。それに加えて今回の緊急事態において、今部長が申したとおりの文書を貼り出したいと考えております。

岡山明委員 フレッシュの対応が3月31日までということですね。それ以降はどうなんですか。



河口経済部長 今の段階では閉場し、取扱いを中止したいと思っております。

岡山明委員 市としては市場の継続を図りたいが、Yフーズが不認可となり、継続を断念するということですね。

河口経済部長 今後のことはまだ分かりませんが、一時的にはそうなります。考え方としては、一時的に閉場はしますが、市としては市場を継続していきたいので、開設予定者になる方がおられ次第、県の認可を受けていただきます。認定後には賃料を減額する手続きを行い、経営を安定させ、運営を行っていただきたいという思いがあります。できるだけ早い時期を目標に進めていきたいと思っています。

岡山明委員 県の認定がされるまでは閉鎖するということですか。

河口経済部長 今はフレッシュに運営を行っていただいております。これは3月31日まで行っていただきます。4月1日からは全て白紙の状態で新たな出発をしたいと考えており、該当する事業者があった場合は手続きが進めば、できるだけ早い時期に進めていきたいですが、時間が掛かるようであれば、閉場期間が延びるということも考えられます。

岡山明委員 県から認可されない限り、市場としての活動はできないということですね。

河口経済部長 そうなります。認可を受けていただいて初めて次の段階に入りますので、それが完了した段階で市場を開場するということになります。県の認可を受けないままでも、今の使用料、賃貸借料等や管理維持費を支払うことができるのであれば、一本化して一つの事業者が認定を取っていくという条件を持ちながら進めていくことを検討しています。そう

いう方がおられるかどうかも含めて、今後考えていきたいと思っています。ですから現状としては、認可して手続が終わるまでは、活動ができないこととなります。

恒松恵子委員 市場に関連して修繕料、看板撤去の処分費等が計上されていましたが、それについては予定どおり行われると考えていいですか。

河口経済部長 看板につきましては、山陽小野田市地方卸市場ではありませんので、これは撤去しようと思っております。修繕につきましては、必要に応じて行いたいと思います。維持費が掛かる部分がありますので、それにつきましては、どう使っていくか、今後どういうところを予算に計上するかということを決めきれていないので、それについては委員の皆様にお諮りしながら、報告をしたいと思っております。

岡山明委員 市場関係の予算は1円もないですよ。これはどうなりますか。今の建物の維持管理等の費用はどうしますか。

河口経済部長 市場の施設の維持管理、修繕等は市が行います。もしYフーズが開設者となった場合には、Yフーズに全部負担していただくと考えておりましたが、その部分が今度は市が負担します。どういう電気の使い方、切り方をすることも含めて、予算を考えさせていただいて、報告をさせていただければと思っております。

森山喜久委員 確認なんですけど、フレッシュが3月31日までされますよね。それを継続してお願いすることはできないんですか。

河口経済部長 当然それも考えました。しかし、4月1日からは行政財産として無償で行っていただいている場所が普通財産になり、貸借料、維持費等、金銭的な問題がありますので、それを含めて可能であれば新たな開設予定者が決まるまで継続ということが考えられます。行政財産が普通

財産になったということで、大きな違いがあることを御理解ください。

森山喜久委員 実際に困るのは生産者や出荷者の方々なんですよね。市としては、その方々が困らないように考えなきゃいけないと思うんですよ。そこをどう考えるのかなと思いました。また、4月1日から閉場という話ですけど、それは市場の施設を駐車場等を含めて一切の市の土地部分を全て通れないようにするのか、どういうつもりなんでしょうか。その辺を教えてもらえますか。

河口経済部長 4月1日から閉場になるということで締切りをしていきたいと思っております。ですから、もう通行ができない、駐車場を利用できない状態になると思っております。生産者、出荷者の方々に対して、何もできないというのが現状でありまして、大変心苦しく思っております。ですから、ほかの施設に持って行っていただくなど、そういうことをしていただくしかなく、大変申し訳ないと思っております。

高松秀樹委員 方向性は県の認定を取った開設者又は卸売事業者任せたいということですよね。手を挙げる業者が1社もいなかったら、今の意向からすると市場はもうその廃止になると考えていいんですか。

河口経済部長 市の考え方とは反対の結果になりますが、手が挙がらない場合には、やむを得ず閉場する形になろうと思っております。

高松秀樹委員 認定を取るのに一定の時間が掛かりますよね。今回でも時間が掛かっていますよね。その間市場で取引がないというのは、売買参加者も商品が入らないという商店はあろうかと思うんですよね。その辺も含めて関係者と協議をされるということですので、きちんと協議をされて、いろいろな意見を聞きながら、どうしていくのがよいのか対策を行っていただきたい。認定を受けるまでのつなぎについて、きちんと協議し、対策を行っていただきたいと思います。

河口経済部長 法律から言えば、認定を受けなくてもできることであり、今まで委員の皆様からお話がありました。しかし、自由な状態であればいろいろな問題がありますので、県の認定を受けていただき、県に監督をしていただける体制を作りたいということで、県の認定を受けていただくことを考えております。それまでの間をつなぐ何らかの方法があればということで、普通財産ですので議会の議決なしに減額はできませんが、その辺の状況も踏まえてできる方がいれば、つなぎとして行っていただけるものだと思っております。

岡山明委員 仮にYフーズが承認を取る覚悟で再度臨まれ、ほかの業者からも希望者が出た場合、その場合は協議するんですか。

河口経済部長 そのとおりです。2社以上から手が上がった場合は、今回と同じような形で協議をしていただきます。ただ、市としてはこの業者が良い、悪いというのは決められませんので、お話をさせていただき、一本化を図っていただきたいと思います。

岡山明委員 つまり、今回の承認、不承認はもう全然関係ない、改めて白紙の状態希望者に協議してもらおうということですね。

河口経済部長 今回、Yフーズが不認定であったということもありますけれども、これがずっと不認定であるかということとは分かりません。白紙に戻しておりますので、Yフーズが手を挙げられるということはある話だと思っております。

中村博行分科会長 選択肢がいろいろあると思いますので、これからの協議に期待はしたいと思いますが、ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは議案第45号の審査をこれで終えます。産業建設分科会をこれにて閉じます。お疲れ様でした。

---

午後 2 時 2 8 分 散会

---

令和 3 年 3 月 2 5 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中 村 博 行